

# 富士市茶園転換支援事業補助金

富士市では、農業経営の安定化を図るため、茶園転換を実施する方を対象に補助金を交付します。※必ず事業（抜根）開始前に申請して下さい。

## ●対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に本社若しくは主たる事業所を有する方

## ●対象となる農地

- ・市内の農業振興地域内の茶園

※申請者と所有者が異なる場合、正式な利用権設定が結ばれていなければ申請することはできません。

## ●補助金額

以下の金額のうち少ない金額（上限14万円）

- ①茶園転換に要する経費のうち、茶樹の抜根、茶樹の廃棄、整地及び苗木購入費に関する費用の合計額

※ただし他団体から受ける同趣旨の補助金を受ける場合、その補助金額を経費の合計額から減額した金額を補助の対象とします。

- ②茶園転換の実施面積に1アール当たり7,000円を乗じた金額

## 重要事項

窓口での受付順に処理させていただきますので、受付遅延を防ぐため、申請書類は富士市農政課に直接提出してください。予算には限りがございますのでお早目の申請を心がけていただきますようお願いいたします。

補助金は、申請者名義の銀行口座振込にて行います。見積書/申請書/実績報告書/領収書/口座名義人が同一人物となるようお願いいたします。

## ●申請時に必要な書類

持参していただくもの

- ・見積書(見積書の項目は具体的に記載していただくようお願いいたします。一式等の表記の場合、再提出していただく場合がありますので御注意下さい)

※受付時において有効期限内の日付のもの。

※宛名には、申請者の個人名が記載されていること。

## ・位置図

- ・実施する面積が分かる書類(固定資産課税明細書ほか)

- ・着手前の茶園の写真（カラー）

※交付決定後に転作を実施したことを確認する写真（同じ位置・方角で撮影したもの）を提出していただきます。

- ・他の補助金を受ける場合は、その交付決定通知書

- ・印鑑(申請書に氏名を自書しない場合のみ。認印可)

窓口にて記載いただく書類

- ・補助金交付申請書

● 交付決定通知受領後に行っていただくこと

補助金の交付が決定された後、交付決定通知書を送付いたします。必ず交付決定通知後(原則として申請日)に事業を開始(茶園転換の開始・植付・支払等)してください。

実績報告の際に必要なため、作付完了後の写真を、申請時に撮影した写真と同じ位置・角度で撮影してください。(L版若しくはA4用紙印刷)

各種書類の日付は以下の通りです。領収書を受領する際は日付にご注意ください。

事後払 交付決定日 → 抜根 → 植付 → 領収日 → 事業完了日  
前払 交付決定日 → 領収日 → 抜根 → 植付 → 事業完了日

● 購入金額に変更が生じた場合の対応

申請時に提出した見積書の金額と実際の金額に変更が生じる場合は、変更申請をしていただく可能性がありますので、必ず窓口まで御相談ください。

変更申請が必要な場合は、再度見積書を取り直していただき、見積書及び印鑑を持参の上、下記窓口までお越しいただくこととなりますので御承知おきください。

● 実績報告時に必要な書類

持参していただくもの

- ・完了後(作付け終了後)写真(カラー)

※申請時に提出いただいた写真と同じ位置・角度にて撮影してください。

- ・領収書若しくは振込明細書(交付決定日以降であることをご確認ください)

- ・印鑑(認印可)

- ・通帳(金融機関・本支店名・種別・口座番号・名義人がわかる部分のコピー可)

※請求書記載時に使用します。振込口座は、申請者名義の通帳としてください。

窓口にて記載していただくもの

- ・実績報告書

- ・請求書(口座払いのために記載していただきます)

お問い合わせ・申込先

富士市役所 農政課(5階南側)

農業振興担当 TEL: 0545-55-2781